

解体工事に係る平成31・32年度競争入札参加資格の取扱いについて

解体工事業の新設に伴う経過措置が平成31年5月31日で終了することに伴い、平成31年度以降の解体工事の発注及び平成31・32年度の競争入札参加資格審査申請における解体工事の申請について次のとおり取り扱います。

1 解体工事の競争入札参加資格

平成31年6月1日以降に発注する解体工事の入札に参加するには、岩見沢市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の工事等種別で「建築工事」の資格を取得し、なおかつ「解体工事」に業種登録されていることが必要です。

また、発注が経過措置期間中であっても工期末が平成31年6月1日以降となる解体工事についても、「解体工事」の業種登録が必要となります。

2 解体工事の入札参加資格審査申請

平成31・32年度入札参加資格審査申請（平成31年1月～平成31年2月を予定）において、解体工事の競争入札参加資格を希望される場合は、「解体工事業」の建設業許可を取得し、「解体」の経営事項審査（総合評定値の記載有り）を受けておく必要があります。

平成31・32年度競争入札参加資格審査申請時に解体工事業の建設業許可の写し及び解体の経営事項審査結果通知書の写しの提出がない場合、平成31・32年度の名簿の業種登録の「解体工事」は登録されません。

・本市発注の解体工事での建設業許可（業種登録）要件

	平成31年3月31日まで	平成31年4月1日以降
家屋等の工作物を解体する工事	「〇〇一式工事」 「解体工事」 「とび・土工・コンクリート工事」	「解体工事」
総合的な企画、指導、調整のもと解体する工事	「〇〇一式工事」	「〇〇一式工事」
専門工事において建設されたもののみ解体する工事	各種専門工事の許可	各種専門工事の許可

※ 上記の定期申請（1月～2月）終了後に要件を満たし、「解体工事」の業種登録を希望する場合は随時、変更届を提出してください。（変更届で対応できるのは、あくまで工事等種別の「建築工事」が登録済の方のみです。）

※ 変更届を提出する際は、上記2の要件を満たしている必要があります。